

「第21回島根県地域訓練協議会」における意見・要望への回答について

令和3年11月9日に開催しました「第21回島根県地域訓練協議会」において、委員の皆様からいただきましたご意見・ご要望について各訓練実施機関等の取り組みや今後における対応を下記のとおり取りまとめましたので、ご確認いただきますようお願いいたします。

1. 60歳以上を対象とした職業訓練と資格取得の促進について

〈委員からのご意見・ご要望〉

求職者と事業所の面談会などを実施しているが、特徴として60歳を超えた求職者は面談しても企業が求めるものは若い人材のようで上手くいかない。65歳までの雇用確保措置はあるが、60歳を超えて離職される方の再就職は何らかのノウハウや資格がないと採用に結びつかない。

そのため、60歳以上の高齢者に対応した職業訓練の充実や資格取得を進めていただきたい。

【島根県商工労働部雇用政策課】

高等技術校で実施している離職者等再就職訓練(国委託事業)は、年齢に関係なくハローワークからの受講あっせんがあれば受講できます。高齢者が受講しやすいように、シニア(45歳以上)向けのコースや年齢の制限はないが、高齢者でも取得しやすい初歩的な資格レベルの取得を目標とした訓練も実施しています。

今後も求人、求職状況を踏まえ、関係機関と協力し適切な訓練コースの設定に努めます。

【独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 島根支部】

(ポリテクセンター離職者訓練、求職者支援訓練共通)

60歳以上を対象とした職業訓練は現在制度として設けられておらず、60歳を超えて離職された方には、年齢制限のない通常の訓練コースを受講していただいています。

60歳を超える方の就職促進の取組として、資格により応募できる求人の幅も広がることから、訓練受講により受講者全員が取得可能な資格に加えて、任意受

験となる関連資格の取得を勧奨するとともに、資格取得に向けた学習の支援を引き続き進めて参ります。

また、前職の在職期間が長い方を中心に再就職のための活動ノウハウをもっておられない受講者も多いことから、訓練受講中に行っているキャリアコンサルティング等を通じて、高齢者に求められる能力や役割、労働条件といった求人者ニーズの情報提供を行いながら、受講者がこれまでの職業生活の中で培ったキャリアや訓練受講により身に付けたスキルといった能力や経験の棚卸しにより自身の強みを明確化することを助け、求人の探し方、応募書類の作り方、面接の受け方の指導を行うことで、受講者の就職活動を引き続き支援して参ります。

2. 介護人材の育成について

〈委員からのご意見・ご要望〉

職業生活と家庭生活が両立できる職場環境づくりのため育児休業の取得等に取り組む事業主や、介護休業の取得等により介護離職防止に取り組む事業主を支援する助成金がある。育児休業の方は該当する人材がいなかったため利用される企業は少なかったが、介護離職防止の助成金を選びたいという企業は多かった。

島根県に関しては、介護離職を防止することを含めて介護人材を供出するような訓練をお願いしたい。

【島根県商工労働部雇用政策課】

離職者等再就職訓練（国委託事業）として、介護人材の育成を目的とする訓練コース（長期訓練（2年）と短期訓練（3～6ヵ月程度）があります）を地域ごとに複数設定して訓練を実施しています。

今後、一層の高齢化の進展が見込まれ、介護ニーズはさらに高まることが想定されますので、引き続き訓練を推進していきます。

【独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 島根支部】

（求職者支援訓練）

求職者支援訓練において、介護分野の職業訓練として令和3年度は7コース定員99名の訓練コースを認定したところです。令和4年1月末までに開始するコースは5コースありましたが、1コースは応募者が集まらず中止となっています。開講した4コースは定員が計57名のところ、入所者は30名となっています。

令和4年度は介護に限定した枠で60名、介護も申請可能な就職氷河期対策枠

で58名の認定枠を予定しています。
今後も訓練を通じて、必要な人材の育成に努めて参ります。

3. オンライン訓練について

〈委員からのご意見・ご要望〉

以前であれば対面式の授業であったものが、今はオンラインによる授業も行われている。対面の授業をそのままオンラインでするのは無理なので資料を含め作り直す必要や、授業内容に対して教員の創意工夫が求められ、長時間画面に集中させることも至難の業だと思っている。

専門学校での授業は職業実践に近いものも多くあり、本物の人間同士でのやり取りが目の前で展開されるものであって欲しいと思っているが、新しい授業の形として双方向及びオンデマンドのオンライン授業が対面での効果以上になり、かつ普及してくれればと思う。

【島根県商工労働部雇用政策課】

新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、令和2年度から職業訓練の実施方法としてオンライン訓練（同時かつ双方向に限る）が認められることになりました。

県立高等技術校や職業訓練の委託先である民間教育訓練機関において、インターネット環境の整備状況等を勘案し、適宜、オンライン訓練に取り組んでいるところですが、実施している機関は一部にとどまっています。

その原因としては、訓練機関及び訓練生のインターネット環境の整備状況が不十分であること、学科、実技ともに対面で実施する方がより有用であることなどがあげられます。

しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大で休校するケースも発生していることから、訓練生の資格取得、就職等に影響が出ないようにオンライン訓練が実施できる体制の整備、訓練の普及を推進していく必要があると考えています。

【独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 島根支部】

（ポリテクセンター離職者訓練）

離職者訓練において、6か月の訓練コースに2日間以上のオンライン訓練を実施しています。授業内容は、それぞれ担当指導員が工夫しながら実施していますが、対面と同様の訓練効果を挙げることは容易ではないと感じています。デジタル社会の進展の中、オンライン訓練へのニーズが今後増すことを見据えて、現在は通信容量の制約等により難しい技能系の訓練における実演指導の映像を効果

的に用いる等の教材や指導方法の改善を図りながら、オンライン訓練の充実に努めて参ります。

(求職者支援訓練)

求職者支援訓練において、オンライン訓練については、同時双方向型の訓練コースが令和3年2月から、オンデマンド型のeラーニングコースが令和3年10月から実施可能となっています。

島根県内では、同時双方向型のオンライン訓練コースを9月に1コース開講しています。